

当院における身体的拘束を最小化する取組について

1. 身体的拘束に対する方針

当院の理念として『患者本位の医療の実践に努めること』掲げています。専門性を発揮し、思いやりの心を基本に患者さんの権利と立場を尊重する医療を提供することを目標としています

患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが精神的・身体的・社会的弊害などを理解し、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束最小化の実践に努めます

2. 身体的拘束最小化チームの設定

チームは、医師・看護師・薬剤師・セラピスト・事務員など多職種で構成する

3. 身体的拘束最小化チームの活動内容

- (1) 身体的拘束最小化に向けたラウンド
- (2) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンス
 - ①身体拘束を行わざるを得ない場合の3原則の再確認をします
(切迫性・非代替性・一時性)
 - ②身体拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について検討します
 - ③患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除にむけた検討をします
 - ④意識啓発や予防策などの必要事項の確認・見直しをします
- (3) 職員への周知
身体的拘束最小化のための定期的な研修を実施します
- (4) 身体的拘束実施率の把握

4. 施設基準

当院では、厚生労働省の基準を満たし、「身体的拘束最小化推進加算」の施設基準を取得しております

- 1) 身体的拘束実施率：**東病棟地域包括ケア：0.51%**
南病棟地域包括ケア：1.53%
(令和 8年 3月～令和 8年 5月)

5. 問い合わせ

身体的拘束に関する方針や具体的なケアについて、ご質問、ご不明な点がございましたら、病棟スタッフまたは、職員にお気軽にお尋ねください